

I 中間報告で示された考え方

第2 現行制度の見直し

1. 指定都市制度

(2) 具体的な方策

① 「二重行政」の解消を図るための見直し

(事務移譲及び税財源の配分)

指定都市と都道府県との「二重行政」の解消を図るためには、まず、法定事務を中心に、都道府県が指定都市の存する区域において処理している事務全般について検討し、指定都市が処理できるものについては、できるだけ指定都市に移譲することによって、同種の事務を処理する主体を極力一元化することが必要である。

都道府県から指定都市に移譲する事務としては、都市計画と農地等の土地利用の分野や、福祉、医療分野、教育等の対人サービスの分野を中心として検討すべきである。その際、少なくとも、県費負担教職員の給与負担や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定など、既に地方分権改革推進委員会第1次勧告によって都道府県から指定都市等へ移譲対象とされたにもかかわらず移譲されていない事務は移譲することを基本として検討を進めるべきである。

第3 新たな大都市制度

2. 特別市（仮称）

(3) 当面の対応

まずは、都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）という新たな大都市のカテゴリーを創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく。

II 総論

大都市制度についての専門小委員会中間報告を踏まえると、規模能力の点で都道府県と遜色ない指定都市における事務の処理については、都道府県と指定都市の関係は都道府県間と同様に考えることができなから。

まずは、別紙の指定都市に移譲されていない主な事務について、移譲することが適当でない特別なもの以外は、指定都市に移譲することを基本として検討を進めるべきではないか。

III 事務の移譲に関する関係団体の意向等

昨年10月から本年2月にかけて、全指定都市及び指定都市を包括する15の道府県に対し、別紙の事務について、都道府県から指定都市への事務の移譲に関する意向を調査。

(1) 指定都市の意向

3分の2以上(※)の指定都市が移譲に賛成とした事務は、73事務中 68事務。

(別紙の事務のうち6, 7, 21, 67, 68以外)

(2) 指定都市を包括する道府県の意向

3分の2以上(※)の道府県が移譲に賛成とした事務は、73事務中 31事務。

(別紙の事務のうち3, 9, 11, 13, 14, 16, 20, 24, 26, 30, 31, 35, 36, 37, 39, 40, 42, 44, 45, 46, 47, 52, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 72, 73)

※ 3分の2以上：回答留保、無回答等を除き、移譲に賛成又は反対と回答した団体の数を分母としている。

(3) 条例による事務処理の特例の活用

条例による事務処理の特例を活用し、一以上の指定都市に移譲されている事務は、73事務中21事務。

(別紙の事務のうち3, 9, 16, 17, 24, 29, 30, 31, 40, 44, 45, 46, 47, 50, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 72)

(4) 移譲に関して指定都市を包括する道府県等において懸念が示された主な事務の性格

① 指定都市において専門性の確保が困難とされる事務

例) 重要文化財等の管理に係る技術的指導、高圧ガスの製造・貯蔵許可等

② 行政サービスの総供給量を都道府県が決定している事務

例) 都道府県介護保険事業支援計画の策定、私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可等

③ 指定都市の区域を超える区域を前提に都道府県が処理している事務

例) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等

④ 事業者の経済活動等が指定都市の区域を超えうる事務

例) 麻薬取扱者の免許、介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等

⑤ 都道府県の区域全体で一つ又は少数設置することが都道府県に義務付けられている施設に関する事務

例) 婦人相談所等

IV 関係団体の意向等を踏まえた事務の移譲に関する方向性

(1) 指定都市及び指定都市を包括する道府県の多くが移譲に賛成している事務
移譲を前提に検討を進める。

(2) 条例による事務処理の特例の活用により指定都市に移譲されている事務
移譲を前提に検討を進める。

(3) 上記Ⅲ(4)に記載した事務について示された懸念と解決に向けた考え方

① 指定都市において専門性の確保が困難とされる事務

(示された懸念)

指定都市が事務を処理することとした場合、事務処理に関する専門性の確保が困難で、適正な事務処理ができないのではないか。

(解決に向けた考え方)

指定都市の規模・能力を踏まえると専門性についての懸念は不要ではないか。なお、例えば、具体的な事務の移譲にあたり、都道府県と指定都市の間での人事交流等により専門知識の習得を支援する等の工夫を講じることを検討すべきではないか。

② 行政サービスの総供給量を都道府県が決定している事務

(示された懸念)

指定都市の区域を切り離した場合、行政サービスの供給量を決定するために必要な各種情報の共有等が図られないこと等から、都道府県全域でのサービスの最適供給量が実現できなくなるのではないかと懸念される。

(解決に向けた考え方)

例えば、計画策定や許認可にあたり指定都市と都道府県が協議することとする等、情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲を検討してはどうか。

③ 指定都市の区域を超える区域を前提に都道府県が処理している事務

(示された懸念)

指定都市の区域を切り離した場合、指定都市の区域を超える区域全体を適切に捉えた事務の処理ができなくなるのではないかと懸念される。

(解決に向けた考え方)

例えば、計画区域が指定都市の区域を超えないもの等、事務の対象区域が指定都市の区域内にとどまるものについて移譲を検討してはどうか。

④ 事業者の経済活動等が指定都市の区域を超えうる事務

(示された懸念)

指定都市の区域を切り離した場合、指定都市の区域を超えて事業を行う事業者にとっては、監督等を受ける地方公共団体が増えることでその負担が増加するのではないか。

(解決に向けた考え方)

例えば、全ての事業所が指定都市の区域内にある事業者に限って事務を移譲する等、事業者の経済活動等が指定都市の区域内にとどまるものについて移譲を検討してはどうか。

⑤ 都道府県の区域全体で一つ又は少数設置することが都道府県に義務付けられている施設に関する事務

(示された懸念)

都道府県とは別に指定都市が当該施設を設置することとした場合、効率性の観点から無駄が生じるのではないか。

(解決に向けた考え方)

例えば、指定都市は都道府県と協議し、施設のあり方等について合理的な解決策を検討するものとすることにより、指定都市においても施設を設置することを義務付けることを検討してはどうか。

(4) 移譲が適当でない特別なものに該当すると考えられる事務

警察事務については、犯罪の広域化に対応し、都道府県警察の連携強化が進められている状況の下で、指定都市には市警察部が設置されているとはいえ、公安委員会を指定都市に設置し、事務を移譲することは現実的ではないのではないか。

別紙

[文部科学省]

[基礎自治体への権限移譲]

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116）、市町村立学校職員給与負担法（昭23法135）

- ・ 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

[国土交通省]

[基礎自治体への権限移譲]

(1) 都市計画法（昭43法100）

- ・ 都道府県が処理している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（6条の2）の決定等のうち、一の市域内で完結する都市計画区域に係るものについては、第30次地方制度調査会の審議状況を踏まえつつ、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整機能や関連する制度との整合性が確保される場合には、指定都市へ移譲する。

(2) 都市再開発法（昭44法38）

- ・ 都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する措置命令及び監督（7条の9第1項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125条、125条の2）については、指定都市へ移譲する。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第3次一括法案、平成25年4月12日閣議決定）及び、今後、同法案が成立した場合に、その施行に伴い整備を行う政令において措置予定。